

## 施策の柱2

高齢者が住みなれた地域で  
暮らせるまち

---

令和4・5年度の取組

1 地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近な地域で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への増設、移転、担当区域の見直し等を行います。

No. 5 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し				
2か所増設	—	2か所増設準備	2か所増設	2か所増設
1か所移転準備	—	—	1か所移転準備	1か所移転準備
担当区域見直し (練馬・大泉圏域)	—	担当区域見直し (練馬・大泉圏域)	—	担当区域見直し (練馬・大泉圏域)

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢者支援課

2 地域における見守り体制・在宅療養ネットワークの強化

(1) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターの訪問支援員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、介護予防や相談等必要な支援につなげます。

民生・児童委員と連携して「ひとり暮らし高齢者等実態調査」を実施し、調査結果を活用して支援を行っていきます。

No. 5 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 訪問支援員による個別訪問支援の実施	強化	実施	実施	実施
② ひとり暮らし高齢者等実態調査の実施	実施・検証	実施	実施	実施

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢者支援課

## (2) 高齢者見守りの推進

①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、緊急通報システム、生活リズムセンサー、電話訪問、定期訪問、配食サービスによる見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

緊急通報システムによる通報のほか、配食の利用時に高齢者の異変が察知された場合や、同居していない家族から要請があった場合に、駆けつけサービス(警備員による自宅の鍵開け、救急車要請による救援)を行います。

②認知症により自宅に戻れなくなった方を発見する位置情報提供システム(GPS)利用料助成の促進に取り組むほか、見守りICT機器の活用事例を紹介する講座を実施します。

No. 5 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 高齢者在宅生活あんしん事業利用者 年間2,500人	年間2,100人	年間2,300人	年間2,500人	年間2,500人
② 見守りICT機器の利用の促進				
位置情報提供システム(GPS)利用料助成	実施	実施	実施	実施
★ 見守りICT機器活用事例紹介講座の開催	—	検討・開始	実施	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

## (3) 在宅療養ネットワークの構築

地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議や、地域の医療・介護事業者等が実施する認知症事例検討会等を通して、医療と介護が連携した在宅療養ネットワークを構築します。

No. 5 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
多職種連携会議等の実施	実施	実施	実施	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

#### (4) 認知症高齢者への支援の充実 ★

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、70歳および75歳の区民を対象に、区内医療機関で認知機能検査等を実施します。検査結果に応じて、地域包括支援センターが専門医療機関の受診や介護予防事業など、その方に合った適切な支援につながります。あわせて、検診対象年齢以外の方へも自己チェックを働きかけ、早期の気づきにつなげていきます。

また、認知症サポーター養成講座や地域での勉強会を通じて、認知症への理解普及を進めます。認知症の方本人やご家族の声を聞く「本人ミーティング」、認知症サポーター等とともに本人が地域活動を行うチームオレンジ活動を通じて、認知症への理解をさらに深めていきます。

No. 5 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
もの忘れ検診の実施	開始	実施	実施	実施
チームオレンジ活動の実施(認知症サポーターの活用)	実施	実施	実施	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

### 3 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実

#### (1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備

①常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの建設費の一部補助を行い、整備を促進します。整備にあたっては、既存施設の活用や民有地に限らず公有地での整備も進めていきます。

②介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護するための施設として、民設の特養併設短期入所生活介護(ショートステイ)施設の整備補助を行います。

③身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、民設の都市型軽費老人ホームの整備補助を行い、整備を促進します。

No. 5 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 特別養護老人ホーム 計38施設 (定員2,878人) <sup>※1</sup>	計36施設 (定員2,614人)	2施設 <sup>※2</sup> (147人分)	1施設 (129人分)	3施設 (276人分)  (累計 38施設) <sup>※3</sup> (定員 2,890人)
② 短期入所生活介護(ショートステイ) 計43施設 (定員452人) <sup>※1</sup>	計41施設 (定員412人)	2施設 <sup>※2</sup> (15人分)	1施設 (13人分)	3施設 (28人分)  (累計 42施設) <sup>※3</sup> (定員 440人)
③ 都市型軽費老人ホーム 計17施設 (定員330人)	計14施設 (定員270人)	2施設 (40人分)	1施設 (16人分)	3施設 (56人分)  (累計 17施設) <sup>※4</sup> (定員 326人)

※1・・・ 練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(令和3～5年度)の整備計画数

※2・・・ 1施設は既存施設の増床の計画

※3・・・ 令和5年度目標との差分12人分については、令和3年度末の時点で、ショートステイから特別養護老人ホームへ転換をしたことによります。特別養護老人ホームに併設されているショートステイの割合が、都・区の基準である1割を超えている場合は、利用率や運営事業者の意向等を踏まえ、特別養護老人ホームへの転換を認めています。

※4・・・ 令和5年度目標との差分4人分については、事業者との調整結果

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

## (2) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備<sup>※1</sup>【再掲】★

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、急性期から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。介護分野では、区内初の介護医療院に加え、都内初となる障害福祉サービスも提供する看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護福祉士養成施設を整備します。

No. 9 - 5の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
工事(一部) <sup>※2</sup>	基本設計 <sup>※2</sup> 実施設計 <sup>※2</sup>	実施設計 <sup>※2</sup>	工事 <sup>※2</sup>	工事(一部) <sup>※2</sup>

※1・・・ 計画9 事業No.9-5の再掲

※2・・・ 設計および工事は共同事業体「J S Kグループ」が実施します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課  
福祉部 障害者施策推進課  
高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

## (3) 在宅サービスの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活を支援するサービスを提供する拠点の整備を進めます。

No. 5 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① グループホーム 計40か所 (定員698人)	計37か所 (定員644人)	3か所 (54人分)	—	3か所 (54人分)
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計16か所	計13か所	1か所	2か所	3か所
③ 看護小規模多機能型居宅介護 計9か所 (定員257人)	計6か所 (定員170人)	3か所 (87人分)	—	3か所 (87人分)

事業実施課： 高齢施策担当部 介護保険課

#### (4) 住まい確保支援事業の充実

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

No. 5 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施	実施	実施

事業実施課：都市整備部 住宅課  
高齢施策担当部 高齢者支援課

#### (5) 介護人材の確保・育成・定着

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合します。

区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援や介護従事者の資格取得助成などを引き続き行います。

No. 5 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★① 練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合	統合準備	統合	—	統合
② 介護人材の確保・育成・定着				
練馬福祉人材育成・研修センターの利用者 年間 3,700人	年間 3,000人	年間 3,700人	年間 3,700人	年間 3,700人
区独自の介護従事者養成研修の修了者 年間 240人	年間 150人	年間 240人	年間 240人	年間 240人
元気高齢者による介護施設業務補助事業【再掲】※ <sup>1</sup> 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大
資格助成の利用者 年間 320人	年間 300人	年間 320人	年間 320人	年間 320人
外国人介護職員向け支援	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 計画6 事業No.6-3の再掲

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課  
福祉部 障害者サービス調整担当課

令和4・5年度の実施

1 「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の充実

高齢者の就業機会を拡大するために、次の事業を行います。

(1)シニア職場体験事業

就労意欲のある高齢者に職場体験の場を提供することで、高齢者と企業の相互理解を進め、中小企業などにおける高齢者雇用を促進します。

(2)シニアセカンドキャリア応援事業

概ね60歳以上の区民が、高齢期においても、いきいきと生活できるよう、就職や起業、地域活動などを学ぶとともに、関連する区の事業などを紹介し、個別に相談する機会を設けます。

No. 6 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
就職支援セミナー・ 職場体験の実施	実施	実施	実施	実施
シニアセカンドキャリア 応援事業の充実	実施	充実	実施	充実

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

2 「はつらつシニア応援プロジェクト」の充実

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ講座を開催します。講座修了者のうち希望者を対象に、区立施設などで一般の参加者を相手に講師体験教室を実施するとともに、講師登録名簿に掲載し、はつらつセンターや敬老館で講師を行うなど、社会参加の促進と活躍の場づくりを支援します。令和4年度からはオンライン講座も開始し、ニーズに合わせて定員を拡大します。

No. 6 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
はつらつシニア 活躍応援塾の充実	実施	充実	実施	充実

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課



### 3 元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充

元気高齢者が軽作業等の就労を行う介護施設等を拡大し、地域で活躍する高齢者を増やします。

No. 6 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
元気高齢者による介護施設業務補助事業 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

### 4 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実 ★

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげます。

No. 6 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
個別訪問事業等の充実	開始	充実	充実	充実
講座・教室事業の開催	開始	実施	実施	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

## 5 区独自の介護予防事業の充実

### (1) 街かどケアカフェ<sup>※1</sup>の充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、出張所跡施設活用や敬老館の機能転換により増設するとともに、地域団体が運営するサロン等を活用した街かどケアカフェを展開します。また、地域包括支援センターが、地域集会所等で出張型の街かどケアカフェ事業を実施します。

No. 6 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 常設型 出張所跡施設活用、敬老館の機能転換による開設 計6か所	計5か所	1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備
② 地域サロン型 計31か所	計25か所	3か所増	3か所増	6か所増
③ 出張型 区立施設等での実施	実施	実施	実施	実施

※1・・・ 高齢者をはじめとする地域の方がふらっと立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

### (2) はつらつシニアクラブの充実

高齢者が元気なうちから自主的に介護予防に取り組むためのきっかけづくりを進めるために、「はつらつシニアクラブ」事業を実施し、高齢者の身体状況を知るための測定会と、専門的見地から健康面のアドバイスをを行うとともに、体操などの健康づくりに取り組む地域団体と高齢者のマッチングを行います。高齢者みんな健康プロジェクトやもの忘れ検診等と連携して介護予防への取組が必要な高齢者を早期に発見し、適切な支援へつなげます。

No. 6 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
参加者数 年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回
実施箇所数 計18か所	計18か所	計18か所	計18か所	計18か所

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

### (3) 主体的に取り組む介護予防

介護予防と日常生活の支援を一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、多様な介護予防事業を充実していきます。

①練馬区オリジナル三体操(練馬区健康いきいき体操・ねりま お口すっきり体操・ねりま ゆる×らく体操)を活用し、高齢者のフレイル予防に取り組めます。体操を区民・施設・団体へ幅広く普及するために、指導員派遣を実施するとともに、CDやDVDを活用し継続して体操に取り組めるよう支援します。また、普及に協力するボランティアの育成や活動を支援することにより、区民主体の介護予防活動推進を図ります。

②介護予防に取り組むサークルへリハビリ専門職のアドバイザーを派遣することにより、地域における介護予防活動を支援します。

③区独自の多様な訪問型サービス(指定事業者による訪問サービス、シルバーサポート事業)や通所型サービス(指定事業者による通所サービス、短期間集中して専門職による指導を行う筋力向上トレーニング事業、住民主体で実施する食のほっとサロン事業)などの介護予防・生活支援サービスを提供します。

No. 6 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 練馬区オリジナル三体操の普及のためのボランティア育成事業の継続、育成環境の充実	練馬区オリジナル三体操の普及・ボランティア育成事業の実施	新規登録者数の増加	新規登録者数の増加	新規登録者数の増加
② リハビリ専門職派遣 年間65団体	年間65団体	年間65団体	年間65団体	年間65団体
③ 介護予防・生活支援サービス利用者数 年間5,960人	年間5,700人	年間5,840人	年間5,960人	年間5,960人

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課  
健康部 健康推進課

### (4) オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実 ★

コロナ禍にあっても高齢者が自宅で、心身機能の維持に取り組めるよう、リハビリ専門職等を活用し、オンラインによる介護予防・フレイル予防の講座を令和3年度から開始しました。はつらつセンターを拠点として敬老館や街かどケアカフェにも拡大していきます。

No. 6 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
介護予防・フレイル予防事業の充実	開始	実施	充実	充実

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

## 6 デジタル格差解消を目指した取組の推進 ★

はつらつセンターや敬老館で実施している、スマートフォン、パソコン教室に加え、東京都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」を活用しスマホ教室を各館で開催することで、高齢者のデジタル格差解消を目指します。また、令和4年度以降も、はつらつセンターや敬老館で、スマホ教室を継続するとともに、高齢者がスマートフォン等の操作に関して、気軽に相談できるようにします。

No. 6 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
スマートフォン利用普及啓発・活用支援の実施	開始	実施	実施	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課